

の 紹 介



児 童 手 当

児童手当制度は、児童を養育している家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。

なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますのでご注意ください。

また、令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年6月分から、児童を養育する方の所得が『所得上限限度額』以上の場合には児童手当は支給されません。児童手当が支給されなくなった後に所得が所得上限限度額を下回った場合には、その事実を知った日の翌日から15日以内に認定請求手続きが必要となります。

◆ 支給額（月額）

①所得制限限度額未満の方

- ・ 0歳～3歳未満 **15,000円**
- ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) **10,000円**
- ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) **15,000円**
- ・ 中学生 **10,000円**

②所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方

- ・ 児童の年齢に関係なく一律 **5,000円**

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

所 得 制 限

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得上限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人	774.0	1002.0	1010.0	1238.0
5人	812.0	1042.0	1048.0	1276.0

◆ 支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

障 害 児 福 祉 手 当 ・ 特 別 障 害 者 手 当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し支給され、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

	～5年3月	5年4月～
障害児福祉手当	14,850円	15,220円
特別障害者手当	27,300円	27,980円

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給期日 毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、役場保健福祉課福祉グループ（電話5-1113）へお問い合わせください。